

# やめよう!

# 不法投棄



## 1. 不法投棄とは？？

山林や河川、道路、公園などへ家庭ごみや粗大ごみ、家電製品、事業活動に伴って排出された廃棄物などを適切に投棄する行為を言います。近年、不法投棄が新たな不法投棄を誘発したり、撤去後に再発するといった悪質なケースも増えています。



李平地区の用水路で、家庭から出たと思われる粗大ごみを発見。



新たな不法投棄の誘発を防ぐため、即日撤去し、警察へ通報。



前日の不法投棄現場の隣接地で再度不法投棄が発生。

また、不法投棄物は、投棄者が撤去することが原則ですが、投棄者が判明しない場合はその土地の所有者（管理者）が自分たちで処分しなければならず、土地の所有者へ多大な損害を与えることになります。

## 2. 不法投棄は犯罪です！

不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、「**5年以下の懲役**または**1,000万円（法人は3億円）以下の罰金**」に科せられるなど、厳しい罰則が設けられています。

## 3. 市の取組

不法投棄がされやすい場所には警告の看板や監視カメラを設置するほか、警察と連携し、投棄者の特定や監視カメラの映像を警察へ提供するなどの取組を行っています。

▼看板設置の様子



▼監視カメラ設置



職員を撮影してみました！



夜間でもはっきり人物が確認できます。

[問合せ] 市民課 環境衛生係 ☎44-1111（内線 1226）

有料広告

## 離職者等再就職訓練(保育士養成科)受講生募集

令和4年度募集定員9名(2年制)

対象者

- ①ハローワークに求職申込をし、保育士の資格を得て再就職を希望する方。
- ②高等学校卒業以上または同等の学力を有すると認められる方。
- ③他の条件を満たす方。

募集期間 令和3年12月24日～令和4年2月28日

訓練期間 令和4年4月から約2年間

受講料 無料  
※教科書代、学年諸経費等は実費負担

重要

詳細については、最寄りのハローワークに直接お問い合わせください。

委託訓練校



[www.h-kouseigakuin.jp](http://www.h-kouseigakuin.jp)

弘前厚生学院

〒036-8185 弘前市御幸町8-10

TEL.0172-33-2102

